

東京学芸大学リポジトリ管理運営要項の一部改正（案）について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）が設置する東京学芸大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。</p> <p>2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行業を<u>教育研究支援部情報基盤課</u>に依頼することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）が設置する東京学芸大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。</p> <p>2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行業を<u>学術情報部</u>に依頼することができる。</p> <p>〔省略〕</p>